

厚木市は親元への 近居・同居を応援します

同居のための住宅を取得した場合

近居なら
最大80万円

平成30年度
スタート!!

最大

100万円
補助!



厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金制度の概要

※2022年度までの期間限定事業です。

市内への定住人口の増加を図るとともに、親世帯と子世帯が近居・同居により、バランスの取れた人口構成による若年世代から高齢者まで互いに支え合えるまちづくりの実現を目指し、市外に居住する方が、新たに市内で近居・同居を始める際に、住宅取得の費用や同居のための改修費用について補助します。

申請に当たっては、事前相談が必要となります。市住宅課までご相談ください。

補助金を申請できる方

- ・親世帯が1年以上厚木市に居住している方で、親世帯と近居・同居のため市外から転入する子世帯の方
- ・補助対象住宅に3年以上近居・同居をする予定の方
- ・住宅の建築工事又は住宅の購入若しくは既存住宅の増改築の工事（改修工事を含む。）の契約者など

補助の対象となる住宅

- ・戸建ての住宅又は分譲マンション等
- ・中古住宅の場合は、耐震基準を満たしていることが証明できる住宅
- ・住宅の取得は、平成30年4月1日以降に登記が完了した住宅
- ・住宅の改修は、平成30年4月1日以降に契約がされた工事

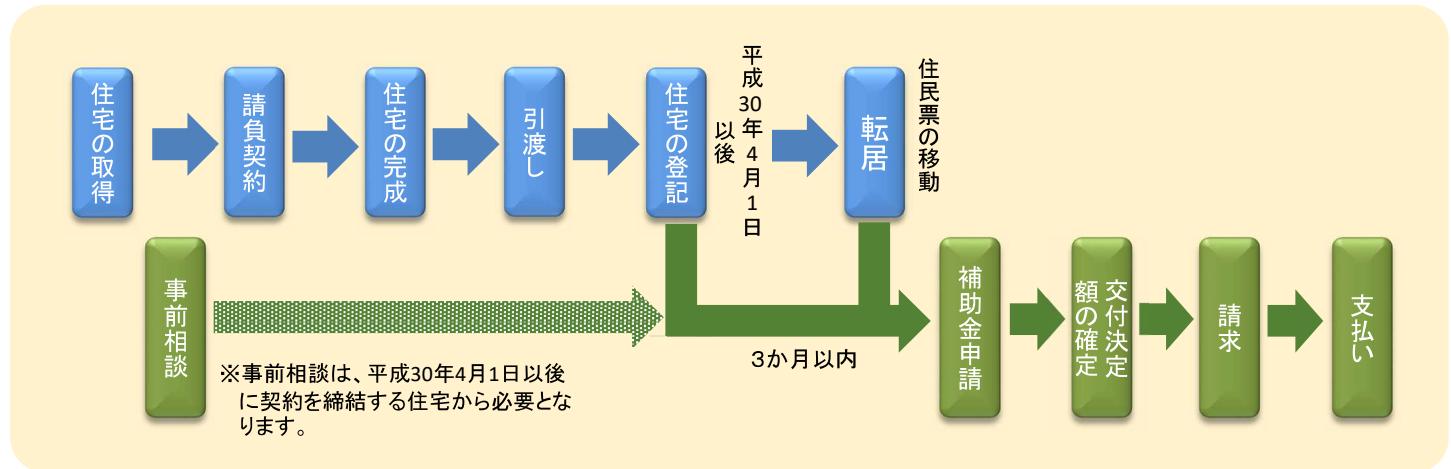
住宅取得補助金

- ・子世帯が新たに近居又は同居を開始するために、住宅を新築又は購入した経費に補助します。
- ・取得に係る経費が500万円以上の住宅です。
- ・対象経費は、住宅建設に係る工事費用又は購入費用（土地代、外構工事等は対象外）です。

住宅改修補助金

- ・同居による世帯員の増加に伴い必要となる修繕、増築、設備改善等の機能向上に資する経費に補助します。
- ・改修費用が50万円以上の工事が対象です。
- ・対象経費は、間取りの変更、バリアフリー改修及び設備改修等、世帯員の増加に伴い必要となる工事費用（単なる模様替え、経年劣化に伴う修繕は対象外）です。

申請手続(住宅の新築の例)



補助金額

補助メニュー	補助額					最大補助額
	基本額	中学生以下の子(孫)がいる場合	子(配偶者を含む。)が、40歳未満の場合	定住促進地域※に住宅を取得する場合	市内に通勤する方が住宅を取得する場合	
住宅取得	同居	60万円	10万円	10万円	10万円	100万円
	近居	40万円				80万円
住宅改修	同居	補助対象経費の10分の1(20万円を限度)				補助対象経費の2分の1以内

※定住促進地域 依知北地区、小鮎地区、玉川地区、緑ヶ丘地区、森の里地区、まつかげ台、鳶尾1丁目～5丁目、毛利台1丁目～3丁目

補助金交付要綱(抜粋)

区分	項目	内容
定義	親世帯	1年以上引き続き本市に居住し、本市の住民基本台帳に記載されている子世帯に属するどちらかの親が含まれる世帯をいう。ただし、介護保険施設等に入所又は入居している場合は除く。
	子世帯	親の一親等の直系卑属(その配偶者を含む。)で構成される世帯をいう。
	子育て世帯	子世帯において中学生以下の子又は妊婦を含む世帯員で構成される世帯をいう。
	同居	子世帯と親世帯が同一の住宅(同一敷地内の別棟を除く。)に居住することをいう。
	三世代同居	市内で親、子、孫等の三世代以上の者が同居することをいう。
	近居	市内に親世帯が居住している子世帯が、市内に住宅を新築又は購入して居住することをいう。
	勤労者等	事業又は事務所と期間の定めのない雇用契約を締結した者であってその者の1週間の所定労働時間が30時間以上であるものをいう。ただし、申請日において、勤務する勤務先に継続して1年以上勤務している者
補助対象等	補助対象者	転入する直前の1年間に本市の住民基本台帳に記載されたことのない子世帯 交付対象住宅に継続して3年以上近居又は同居をする予定であること。 住宅の建築工事又は住宅の購入若しくは既存住宅の増改築の工事(改修工事を含む。)の契約者であること。 申請日において、補助対象世帯員のいずれもが、納期限が到来している市税等の滞納がないこと。 補助対象世帯員が、厚木市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
	補助対象住宅	市内に建築された戸建て住宅又は分譲マンション等であること。 建築基準法その他関係法令の基準を満たし、かつ耐震基準を満たした住宅であること。 補助対象世帯員いずれかの所有であって、かつ、所有権の保存又は移転の登記がされている住宅であること。
補助金の種類	住宅取得補助	子世帯が新たに近居又は同居を開始するために、住宅を新築又は購入した経費に対する補助金 取得に係る経費が500万円以上 対象経費は、住宅建設に係る工事費用、購入費用(土地代、外構工事等は対象外) 平成30年4月1日以後に所有権の保存又は移転の登記がなされた住宅であること。
	住宅改修補助	同居による世帯員の増加に伴い必要となる修繕、増築、設備改善等の機能向上に資する経費に対する補助金 改修費用が50万円以上 対象経費は、間取りの変更、バリアフリー改修、設備改修及び浄化槽の入れ替え等、世帯員の増加に伴い必要となる工事費用(単なる模様替え、経年劣化に伴う修繕は対象外) 平成30年4月1日以後に改修工事の契約がされた住宅であること。

問い合わせ

厚木市まちづくり計画部住宅課

電話046-225-2330

詳細はホームページでご確認ください。

厚木市 定住

検索

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>